

中学校技術・家庭科の授業時数の増加をめざして

2013 年 6 月 29 日

日本家庭科教育学会では、これまで学校教育の場における教科・家庭科をめぐる諸問題について取り上げ取り組んできました。その中で、今回は、次の部分について決議をいたしました。

なおその他の小学校、中学校、高等学校の教科・家庭科の諸問題に関しては、今後提言を行う予定です。

中学校技術・家庭科の技術分野・家庭分野の授業時間がそれぞれ週に 1 時間以上確保できるよう少なくとも第 1 学年から第 3 学年まで年間 70 時間以上の授業時数を配分することを要望します。

中学校の技術・家庭科の授業時数は、1998 年公示の学習指導要領から、第 1 学年 70 時間、第 2 学年 70 時間、第 3 学年 35 時間に、また 2008 年公示の学習指導要領では、選択教科を廃止する改訂がなされました。その結果、第 3 学年においては技術分野と家庭分野それぞれが年間 17.5 時間、2 週間に 1 時間の授業しか確保できておりません。

本学会では、中学校における家庭科教育が抱えている問題に対して、2009 年に「中学校の教員の実態調査」を行い、その実態を把握しました。その結果、技術・家庭科の授業時数の削減によって家庭科教育の質の低下を招いているという課題が明らかになりました。

家庭分野では衣食住の領域にとどまらず、家族・保育領域、環境教育、消費者教育等幅広い分野の学習を通して、子どもたちに生活の自立や創造の基礎を培っています。また、保育領域では保育園へ出かけ、触れ合い活動を通して幼児の発達を理解するなど、少子高齢社会に対応した重要な学習なども行っています。

しかし、特に時間数の少ない第 3 学年は行事などの関係で学期に 2～3 回しか授業がないなど必要な学習時間が保障されないという問題を抱えています。これまで選択教科の中での工夫で教育の質を確保してきましたが、選択教科が廃止されたことにより、技術・家庭科の学習を発展させる機会が少なくなり、ますます生活の自立の基礎を培うことができなくなっています。

本学会は、生活の自立や創造にかかわる家庭科の学びを子どもたちに保障するため上記のことを決議します。